



平成 22 年 10 月 29 日

各 位

会社名 立飛企業株式会社
代表者名 代表取締役社長 村山正道
(コード番号 8821 東証第 2 部)
問合せ先 総務部長兼経理部長
美馬慎一郎
(TEL. 042-536-1111)

**新立川航空機が過去に当社の主要株主である筆頭株主でなくなっていたこと
及び再度、主要株主である筆頭株主となったことのお知らせ**

今般、平成 18 年 6 月 1 日付で、新立川航空機株式会社（以下「新立川航空機」といいます。）が当社の主要株主である筆頭株主でなくなっていたことが判明し、また、平成 22 年 10 月 8 日付で、再び新立川航空機が当社の主要株主である筆頭株主となりましたので、あわせて以下のとおりお知らせいたします。

1. 異動の経緯

(1) 平成 18 年 6 月 1 日付で、新立川航空機が主要株主である筆頭株主でなくなった経緯

平成 22 年 10 月 1 日付「グループ企業価値向上委員会設置のお知らせ」（以下「平成 22 年 10 月 1 日付リリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、今般、当社が依頼する法律事務所から、当社とその子会社である泉興業株式会社（以下「泉興業」といいます。）及び立飛メンテナンス株式会社（以下「立飛メンテナンス」といいます。）が保有する新立川航空機株式会社（以下「新立川航空機」といいます。）株式の議決権の所有割合が、3 社合算して 4 分の 1 以上（平成 22 年 3 月 31 日時点において立飛企業 24.26%、泉興業 0.50%、立飛メンテナンス 0.25%）となるため、会社法 308 条 1 項に基づく相互保有規制により、平成 19 年 3 月期以降の当社定時株主総会において、新立川航空機が当社に対して有する議決権（平成 22 年 3 月 31 日時点で 39.8%）行使に疑義があるとの指摘を受けました。

上記指摘を受け、社内において早急に事実関係を調査したところ、以下の事実が判明いたしました。

平成 18 年の会社法施行に合わせ当社グループの資本関係を見直した際に、当社グループである立飛開発株式会社（以下「立飛開発」といいます。）が保有していた新立川航空機株式の一部を、上記 3 社の議決権が 4 分の 1 以上とならない限度で当社が取得することを想定していたところ、

上記 3 社の議決権所有割合の算定にあたり、会社法その他関係法令の解釈を誤って、分母となる数に、本来、算入すべきでない単元未満株式を算入して算定していたために、上記 3 社の新立川航空機株式の議決権の所有割合が 4 分の 1 未満となっていたことが判明いたしました。そして、これを正しく算定すると、平成 19 年 3 月期以降、上記 3 社の新立川航空機株式の議決権所有割合は 4 分の 1 以上であったことが判明いたしました。

これにより、平成 19 年 3 月期以降の当社定時株主総会における新立川航空機が保有する当社株式の議決権行使に疑義が生じておりましたが、上記事実が判明した時点では、新立川航空機が保有する当社株式の議決権の有無及びこれに伴う訂正報告書の提出の要否について、専門家の判断が分かれておりました。

そこで、当社は、速やかに平成 18 年当時の顧問弁護士から意見書を取得するとともに、関係省庁に事実関係の説明と確認を行いました。個別事案に関する判断にわたるため、確答を得られなかったことから、検討状況を監督官庁にも随時報告した上で、グループ企業価値向上委員会において審議を行い、本日付で、平成 19 年 3 月期以降、新立川航空機が保有する当社株式の議決権は停止しており、当該議決権行使に問題があったと最終的に判断するに至りました。

これにより、本日付で、平成 18 年 6 月 1 日をもって新立川航空機は、当社の主要株主である筆頭株主ではなくなっていたことが判明いたしましたので、お知らせいたします。

なお、上記事実については、この度、外部から指摘を受けるまで当社社内にて発覚せず、株主・投資家をはじめとしたステークホルダーの皆様へのお知らせが大幅に遅れてしまいご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。上記事実についての詳細な事実関係、原因究明及び再発防止策につきましては、本日付でリリースした「有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書の訂正に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 平成 22 年 10 月 8 日付で再度、新立川航空機が当社の主要株主である筆頭株主となった経緯

平成 22 年 10 月 8 日付「新立川航空機が保有する当社株式の議決権の是正措置実施に伴う子会社株式の譲渡による子会社の異動のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、新立川航空機が当社に対して有する議決権行使に疑義が生じていたことを受け、当該議決権を早期に是正する必要があると認識し、同日付で、泉興業及び立飛メンテナンスが実施する自社株買いに応じ、当社が保有する泉興業株式及び立飛メンテナンス株式の全部を両社に譲渡いたしました。

これにより、両社は当社の子会社ではなくなり、当社が保有する新立川航空機株式に係る議決権割合の合計は 4 分の 1 未満となったことから、新立川航空機が保有する当社株式の議決権は回復し、当該議決権に関する一切の疑義が払拭されました。

そのため、同日付で、再度、新立川航空機が当社の主要株主である筆頭株主となりましたので、あわせてお知らせいたします。

2. 異動した株主の概要

平成 18 年 6 月 1 日付及び平成 22 年 10 月 8 日付で異動した株主の概要は以下のとおりです。

- (1) 商 号 新立川航空機株式会社
- (2) 所 在 地 東京都立川市高松町一丁目 100 番地
- (3) 代表者の氏名 代表取締役社長 石戸 敏雄
- (4) 事 業 内 容 航空機部品等製造業、不動産賃貸業

3. 当該株主の所有株式数、議決権の数、及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 平成 18 年 6 月 1 日時点

	所有株式数	議決権の数	総株主の議決権の数 に対する割合	所有株式数 順 位
異動前	5,966,909 株	59,669 個	43.52%	第 1 位
異動後	5,966,909 株	0 個	0.00%	第 1 位

(2) 平成 22 年 10 月 8 日時点

	所有株式数	議決権の数	総株主の議決権の数 に対する割合	所有株式数 順 位
異動前	5,516,909 株	0 個	0%	第 1 位
異動後	5,516,909 株	55,169 個	39.80%	第 1 位

4. 財政状態、業績に対する影響金額

新立川航空機が過去に当社の主要株主である筆頭株主でなくなったこと及び再度、主要株主である筆頭株主となったことにより、当社の財政状態、業績に及ぼす影響はありません。

以上